仕　様　書

１．業務名称

都心部における地域特性を活かしたインキュベーション施設の運営に関する基礎調査

２．業務目的

本業務は、都心部の駅周辺地区（以下「対象地区」という。）をモデルとして取り上げ、その地域特性を活かしたインキュベーション施設の運営のあり方や周辺の公的施設との連携方策等を検討するものである。

３．業務期間

契約締結日翌日～令和２年３月 31 日（予定）

４．履行場所

東京都内（対象地区の詳細は、契約締結後に提示する。）

５．業務内容

(1) 対象地区における駅周辺の地域イメージや地域特性の整理
(2) 対象地区における公共団体との意見交換会運営支援（年 4 回程度）
(3) 対象地区における公共団体との連携可能性の整理及び連携方針の検討
(4) 施設運営のあり方等に関する有識者へのヒアリングの実施及び方向性の整理
(5) 調査報告書の作成

６．成果品

・報告書　(3 部)
・原稿データ（CD-R 等　作成したアプリケーションの元データとＰＤＦデータ）

なお、成果品の規格、仕様等については、当機構担当者と協議するものとする。また、報告書の作成に当たっては、当機構の提供資料等も含めたものとする。

７．提出先

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　都心業務部　事業推進第 2 課

８．特記事項

(1) 本仕様書に記載の無い事項等、疑義が生じたときは、その都度当機構担当者と協議すること。

(2) 本業務の履行上知り得た情報等を第三者に漏らさないこと。

(3) 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。なお、検査合格後であっても、誤りが発見された場合には、受託者の責任において速やかにこれを補正するものとする。

(4) 個人情報等の保護に関する特約条項第１条に定める個人情報等（以下「個人情報等」という。）の保管場所、取扱場所及び取扱場所から持ち出す場合の手続き等については、以下のとおりとする。

① 保管場所は請負者の事務所内とし、施錠できる場所に保管する。

② 取扱場所は請負者の事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。

③ 次に該当する行為を行おうとするときは、個人情報等取扱記録台帳に記録し、監督員の承諾を得るものとする。

イ　個人情報等を定められた取扱場所から持ち出すとき。（郵送及び電子メールによる送信等も含む。）

ロ　個人情報等を複製するとき。

ハ　個人情報等の複製を交付するとき。

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以　上